



ザックリ 電安法

(立ち読み版2022-05)

安全規格・電安法コンサルタント
オフィス イリエ



[はじめに]

電安法のバカバカしさやザル法っぷりを、何とか事業者の皆様へ伝えたい！

そんな熱い思いが自分を激しく突き動かし、前著『アブナイ家電 ～安全神話、ただいま崩壊中～(無料配信中)』を一気呵成に書きまくったのが2014年の初頭。月日は流れて2016年6月某日、テレビから何とも不思議な耳触りのフレーズが聞こえてくるではありませんか。

「不適切だが、違法ではない。」(→だからOK！)

「違法ではないが、不適切。」(→でも違法ではないからOK！)

何やこれ？ほほーん、不適切でも違法とまでは言えんとかんんんとか言っとるけど、要するにOKってことなんか。政治資金規正法ってのはどえらいザル法なんだな～。あっ(電安法も)！

実に有り難いことに、私のホームページを見たということで、電安法に関してちよいちよいお問い合わせをいただくようになりました。その多くは輸入事業者様ですが、電気安全について詳しいという方はまずいらっしやらず、「何から手を付け、どうしたら良いものか、途方に暮れている」と…。

電安法に関するこうした書籍は現在ほとんど存在せず、そんなじゃあつてことで、自分で簡単な解説本を書いてみることにしました。法令の条文番号などもあまり細かくは書いておらず、電安法の全てを網羅し、何でも完璧に対応できるようなような完全マニュアルではありません。いや、条文番号などを詳細に書くと、初めて電安法に触れる方は余計に混乱されると思い、まあまあ「ザックリ」と理解していただくことを目的としました。

なお冒頭に書いた上記の第一作を先にお読みいただくと、本書の内容をより深くご理解いただけると思います。第一作は無料で配信しておりますので、そちらで電安法のバカバカしさを一通りご理解いただいた後、本書と共に実務を進められることをお勧めします。

第一章

電安法の対象か否か

➤ 事業者いろいろ

これまで世の中に無かったような画期的な製品を、世に送り出す零細ベンチャー企業。製品本体は自社開発し、外国の工場で量産。ACアダプターは適当なものを輸入して、これらを一緒に同梱した上で、一つの商品として小売店に納品。そしてその小売店が自社のプライベートブランドで販売する、といったケース。このベンチャー企業や小売店は、電安法上どういう扱いになるのでしょうか・・・？

下記の4種類の「事業者」のどれに該当するか、これを考えてみます。

1. 製造事業者
2. 輸入事業者
3. 販売事業者
4. 小売事業者

電安法でいう1. 製造事業者とは、電気製品を日本国内で製造している事業者です。いわゆる「日本のメーカー」と言っても、実際の製造は外国の工場で行われているケースも多々あるわけですが、電安法では日本国内にある工場で製造しているメーカーのことにのみを指します。例えばそれが別の町工場なら、その町工場の会社が製造事業者です。なので、このベンチャー企業も小売店も、製造事業者ではないですね。

次に2. 3. 4. の事業者について。

早速話が飛びますが、つい先日、日本の某電気機器メーカー様(A社)から、こんなお問い合わせをいただきました。

質問:ある電気製品を海外から輸入して日本で販売したい。実際の輸入業務を行うのは商社(B社)だが、輸入に関する責任はA社が持つ。このことを経済産業局に問い合わせたら、「電安法における輸入事業者はB社になる」と言われた。これって本当なんですか・・・？

➤ 事業者いろいろ、でもない

はい、本当です。

電安法でいうところの輸入事業者というのは、たとえ輸入業務の実務を別の会社が行うとしても、外国からの製品とその明細書を輸送会社から受け取る事業者のことを指し、電安法上の責任を負うこととなります。従って、輸入事業者はB社です。B社は輸入された製品をA社に販売しますので、輸入事業者であると同時に、販売事業者ということにもなります。販売事業者には、輸入された製品が電安法にきちんと則っているのかどうかを確認する義務が生じます。

そして、A社は単なる小売事業者となります。電安法に「小売事業者」という用語は登場しませんが、「販売の事業を行う者」という書き方で登場し、要求されることはたった一つしかありません(第六章「表示」で触れます)。

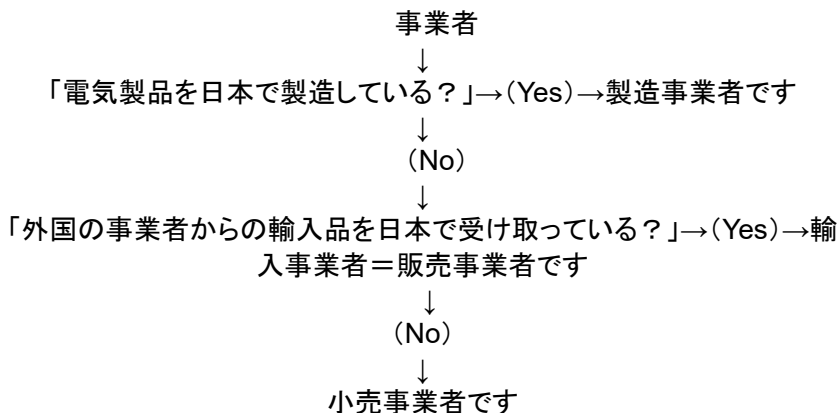
- ・輸入事業者＝B社(電安法上の責任あり)
- ・販売事業者＝B社(電安法上の責任あり)

-
- ・小売事業者＝A社(電安法上の責任ほとんど無し)

上記のお問い合わせをくださったA社は、ご本人は輸入事業者であると思われるしており、電安法上の責任も負うつもりでいらっしゃったようです。しかし電安法上は、小売業者に過ぎませんでした。もしも気が付かれずに、しかも決して悪意があるわけでもないのに、輸入事業者であるとして業務を進められていたら、面倒なことになっていたかもしれません。B社はこれまでに電安法に関わったご経験が無いそうで・・・、これから頑張っていたきたいと思います。

なお、電安法には違反に対する罰則もあります。何年か前に、電安法違反で逮捕されたというニュースを一度だけ見ました。逮捕されたのは確か、怪しい電気製品を外国から輸入して、電安法のことなどちっとも考えずにインターネットを使って国内で販売していた人だったかと思います。まあさすがに、逮捕なんてことになるのはよっぽどのレアケースでしょうが、違反したら罰金を払って終わりということではなく、経済産業省のホームページで社名を公開されたりもします。もしそうなってしまうと、

計り知れない企業イメージの低下につながってしまいますので、注意が必要です。



輸入事業者は、日本に輸入した製品をそのまま倉庫に保管しておいても仕方ないので、必ず誰かに販売しますね。それが消費者であってもその他(他の製品の製造事業者など)であっても、その行為は「販売」に他なりませんので、輸入事業者＝販売事業者と言えます。従って、以降本書ではこれら2つをまとめて「輸入事業者」と表記します。そしてここでいう小売事業者とは、消費者への販売を行うものの、その製品の輸入には関係していない事業者を意味します。

製品を外国から輸入し、その事業者が消費者に販売もするという場合(そういう場合が多いと思いますが)、この事業者は輸入事業者であると同時に、販売事業者でもあり、小売事業者でもあります。本書において、輸入事業者とはこういう事業者のことも含みます。つまり、上で4種類の事業者を考えましたが、電安法は実質、1. 製造事業者と2. 輸入事業者についての要求ばかりがひたすら並びます。4. 小売事業者に対するただ一つの要求については、第六章の「表示」で触れます。

[第一章 電安法の対象か否か]

さて、冒頭のベンチャー企業と小売店の話に戻ります。電安法上、本体とACアダプターは別々の製品なので、分けて考えますが、

ベンチャー企業: 輸入事業者 (AC アダプター)

小売店: 小売事業者 (AC アダプター)

恐らくはこんなところでしょうか。え、本体？本体は電安法の対象外ですから、全然関係無し、完全野放しでOKですね。

実際のところは、本体からACアダプターを外すことができるかどうか、外せる場合は工具が必要かどうか、工具とはどんなものかとか、その他いろいろな仕様や状況によって変わってくるので、これだけの情報では確定的なことは何とも言えません。電安法には、深く考えても理解不能で意味不明な部分が掃いて捨てるほどあります。この先読み進めていただくと、多少の取っ掛かりが出てくると思いますので、とりあえずまあそういうもんってことで次に進みましょう。

(立ち読み版終わり。続きは正式版で。)

[プロフィール]

入江 浩彰(いりえ ひろあき)

- ・1974年9月 愛知県名古屋市生まれ
- ・1997年3月 東京理科大学 理工学部 物理学科卒業
- ・1999年3月 東京理科大学大学院 基礎工学研究科
電子応用工学専攻 修士課程修了
- ・1999年4月－2002年4月 株式会社日立メディコ
超音波画像診断装置関連業務に従事
エックス線作業主任者
- ・2002年5月－2012年8月 テュフラインランドジャパン株式会社
IEC 電気機器安全規格適合性試験制度(IECEE) CB テクニカルアセッサー
電気用品安全法 登録検査機関 登録検査員
経済産業省 電気用品安全法 登録検査機関等連絡会議(対象・非対象判定会議)委員
- ・2012年8月－オフィス イリエ(個人事業主／横浜市)
製品安全・PSE コンサルタント
ホームページ <http://office-irie.jimdofree.com/>

